



県 章

# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目 次 (\*については県法規集登載事項)

### ○ 規則

\*77 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅環境課)

\*78 県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )

### ○ 告示

1087 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)

1088 " ( " )

1089 " ( " )

1090 新道路の供用開始等 (道路保全課)

### ○ 人事委員会告示

11 平成17年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施

### ○ 公告

和歌山交通公園における指定管理者の募集 (県民生活課)  
入札公告 (砂防課)

紀三井寺公園等における指定管理者の募集 (住宅環境課)

河西緩衝緑地における指定管理者の募集 ( " )

和歌公園における指定管理者の募集 ( " )

和歌山県和歌山マリーナにおける指定管理者の募集 (振興課)

和歌浦漁港における指定管理者の募集 (漁港課)

## 規 則

### 和歌山県規則第77号

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則(昭和36年和歌山県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「第7条」を「第14条」に改める。

第2条から第10条までを次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 相撲競技場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 相撲競技場の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

(3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。

(4) 善良な風俗を乱し、又は相撲競技場を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。

(5) 許可なく物品の販売等を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、相撲競技場の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第2条に規定する指定管理者(相撲競技場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者

(2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 指定管理者の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、相撲競技場の管理上支障があると認められる者

(相撲競技場の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、相撲競技場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により相撲競技場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収容人員は、相撲競技場の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (4) 相撲競技場に特別の設備を付加し、又は相撲競技場の設備に変更を加えないこと。
- (5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、相撲競技場を利用する権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、相撲競技場の利用を終了したとき又は条例

第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第5条の申請書の様式は、和歌山県営相撲競技場指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 相撲競技場の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなけれ

ばならない。

- (1) 相撲競技場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 相撲競技場の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による相撲競技場の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、相撲競技場の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を得て指定管理者が別に定める。

第11条から第13条までを削る。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

平成17年7月19日(火曜日)

別記様式(第8条関係)

和歌山県営相撲競技場指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

申請者

印

代表者氏名

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例第5条の規定により、和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第6号様式までを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第80号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

#### 和歌山県規則第78号

県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木 村 良 樹

#### 県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

県民水泳場設置及び管理条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「第5条」を「第14条」に改める。

第2条から第10条までを次のように改める。

#### (行為の禁止等)

第2条 水泳場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 水泳場の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は水泳場を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、水泳場の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第2条に規定する指定管理者(水泳場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、水泳場の管理上支障があると認められる者

#### (水泳場の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、水泳場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

#### (損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により水泳場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。  
(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収容人員は、水泳場の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (4) 水泳場に特別の設備を付加し、又は水泳場の設備に変更を加えないこと。
- (5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

#### (利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、水泳場を利用する権利を他に譲渡してはならない。

#### (原状回復)

第7条 利用者は、水泳場の利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (指定の申請)

第8条 条例第5条の申請書の様式は、県営水泳場指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
(1) 水泳場の運営管理に関する収支予算書  
(2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又

はこれらに準ずる書類

- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 水泳場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 水泳場の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による水泳場の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、水泳場の管理に関する必要な事項は、知事又は知事の承認を得て指定管理者が別に定める。

第11条から第13条までを削る。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

平成17年7月19日(火曜日)

別記様式(第8条関係)

県民水泳場指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

申請者

印

代表者氏名

県民水泳場設置及び管理条例第5条の規定により、県民水泳場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第7号様式までを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第81号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

#### 告 示

##### 和歌山県告示第1087号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月23日まで縦覧に供する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成17年6月23日

2 名称

特定非営利活動法人Fプロジェクト

3 代表者の氏名

岡本扶美

4 主たる事務所の所在地

和歌山市寺内625番地

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民、専門家に対して、自己向上の為の芸術文化活動、医療福祉活動に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

##### 和歌山県告示第1088号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月25日まで縦覧に供する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成17年6月25日

2 名称

特定非営利活動法人ネットワーキング紀北

3 代表者の氏名

松岡脩平

4 主たる事務所の所在地

伊都郡高野口町名倉288番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域活性化のため重要性を増している多様な市民活動に関して、その社会的意義の理解を促進しつつ、様々な民間非営利組織並びに産・官・学との効果的な連携、並びに市民活動の自立と発展のための助言・援助を目的とした支援事業を行ない、またコミュニティ・ビジネス振興のため和歌山県北部を拠点として、多彩な市民活動の交流の場や機会を提供とすることを目的とする。

##### 和歌山県告示第1089号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月30日まで縦覧に供する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成17年6月30日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県木質資源開発機構

3 代表者の氏名

池際博行

4 主たる事務所の所在地

和歌山市西汀丁26番地

5 定款に記載された目的

この法人は、木質資源を活用する和歌山県民に対して、木質有効活用に関する事業を行い、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

##### 和歌山県告示第1090号

平成16年和歌山県告示第1148号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成17年7月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

#### 人事委員会告示

平成17年7月19日(火曜日)

## 和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(要綱において「育休任期付職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成17年7月19日

和歌山県人事委員会事務局長 西 寛

平成17年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験(Ⅲ種相当)要綱

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務A・和歌山	5人程度	知事部局における総務関係、企業誘致及び税務等に関する業務
一般事務B・和歌山	2人程度	教育委員会事務局における給与等支払事務、学校給食用物資の調達及び庶務に関する業務
一般事務・紀北	2人程度	福祉及び税務等に関する業務
一般事務・東牟婁	1人程度	税務等に関する業務
土木・紀中	1人程度	河川・砂防事業の調査、測量、設計施工及び指導監督等に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」と  
及び「東牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

## 勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、那賀郡、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

勤務地は職員の育児休業の取得状況等により変更する場合がある。

## 2 受験資格

- (1) 昭和24年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
  - ア 日本国籍を有しない人
  - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

## 3 試験の方法及び内容

試験の方法		内 容
第1次試験	教養試験 択一式	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験
第2次試験	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

試験の内容は、高校卒業程度で行う。

## 4 試験の日時、試験地及び合格発表

日 時	試 験 地	合 格 発 表
平成17年8月27日(土) 午後1時30分	和歌山市 田辺市	平成17年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
平成17年9月中旬	和歌山市 新宮市	平成17年9月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

第2次試験の試験地は試験区分が「和歌山」、「紀北」及び「紀中」にあっては和歌山市、「東牟婁」にあっては新宮市とする。

## 5 受験手続及び受付期間

## (1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポーツセンター

各振興局県民行政部総務課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

## (2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

## (3) 申込方法

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局へ郵送又は持参すること。

郵送の場合は、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

## (4) 受付期間

## ア 郵送による申込み

平成17年8月1日(月)から受付を開始し、平成17年8月12日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

## イ 持参による申込み

平成17年8月8日(月)から平成17年8月12日(金)までの午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。

## (5) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは、受理できない場合がある。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、育児休業取得者が生じる場合に、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成17年10月から開始される予定であり、任期は、おおむね8か月以上で職員の育児休業期間が限度である。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね138,800円であり、経歴その他に応じて一定の額が加算される。この場合において、加算後の上限額は、166,500円である(平成17年4月1日現在)。ただし、特例措置により給料月額の1%が減額され

る。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

#### 7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表日の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点及び総合順位	

#### 8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

### 公 告

#### 公 告

県が設置する和歌山交通公園における指定管理者を次のように募集するので公告する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 施設名 和歌山交通公園
- (2) 所在地 和歌山市西字淀18番地の1
- (3) 施設規模 約18,183m<sup>2</sup>
- (4) 主要施設 管理棟、交通教室、交通遊園広場、休憩広場、ちびっ子広場、ゴーカートコース、トイレ、駐車場等

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 和歌山交通公園の運営に関する業務
- (2) 和歌山交通公園の維持管理に関する業務
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) その他仕様書に記載する業務

#### 3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 4 申請資格

指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第1条に規定する都市公園の健全な発達、公共の福祉の増進を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(2) 指定期間中和歌山交通公園を安全円滑に管理運営し、都市公園法及びその他の関係法令を遵守することができること。

(3) 県内に主たる事務所を有すること。

(4) 和歌山交通公園における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加していること。

なお、次項に定める共同体にあっては、代表となる団体の代表者が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

#### (5) 共同体による申請

ア 複数の法人等による共同体(以下「共同体」という。)として申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定の上、申請すること。

イ 共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

#### 5 欠格事項

次の各号に掲げる事項に該当する法人等が行った申請は、無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年和歌山県条例第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあ

るものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある法人等

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続を行っている法人等

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等

6 和歌山交通公園の指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山交通公園指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)に関する事項

募集要項及び仕様書の配付は、次のとおりとする。

#### (1)配布期間

平成17年7月19日(火)から平成17年7月29日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

#### (2)配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階  
和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

7 現地説明会に関する事項

#### (1)現地説明会の開催日時等

- ア 日時 平成17年8月5日(金)午後1時30分から
- イ 場所 和歌山交通公園管理事務所2階会議室
- ウ 内容 募集要項及び仕様書による説明、和歌山交通公園の施設見学等

#### エ 留意事項

- (ア) 指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。
- (イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
- (ウ) 参加できる人数は、各法人等につき2名までとする。

#### (2)現地説明会への参加手続

現地説明会への参加を希望する法人等は、募集要項添付の現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、次の手続により提出すること。

#### ア 提出期間

平成17年7月19日(火)から平成17年8月3日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

#### イ 提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

#### ウ 留意事項

- (ア) 参加申込書は、持参、郵送又はファクシミリによる送信のいずれかの方法により提出すること。
- (イ) 郵送又はファクシミリの場合は、上記受付期間内に必着すること。

#### 8 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課生活安全班

電話: 073-441-2350 FAX: 073-433-1771

メールアドレス: e0313001@pref.wakayama.lg.jp

### 入札公告

広野地区災害関連緊急地すべり対策工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

#### 1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 災関地第1号
- (2) 工事名 広野地区災害関連緊急地すべり対策工事
- (3) 工事場所 伊都郡かつらぎ町広野地内
- (4) 工事概要 グラウンドアンカー工(受圧板)104か所 施工延長160m
- (5) 工期 契約締結の翌日から平成18年3月24日まで
- (6) 予定価格 237,730,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 188,532,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

- (10) 支払条件 前金払 有  
部分払 有

- (11) 契約の保証 要

- (12) 議会の議決 不要

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。  
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

平成17年7月19日(火曜日)

- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- オ 建設業法に基づく建設業許可について、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあっては土木一式工事の特定建設業の許可を受け5年以上経過しており、その他の者にあってはとび・土工・コンクリート工事の特定建設業の許可を受け5年以上経過していること。
- カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する総合点数について、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあっては土木一式工事の総合点数が800点以上、その他の者にあってはとび・土工・コンクリート工事の総合点数が900点以上であること。
- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることができない。
- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定するとび・土工・コンクリート工事の総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にあっては900点以上、その他の者については1,000点以上であり、かつ、平成7年度以降に元請としてグラウンド

- アンカーによる斜面工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有する者であること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降にグラウンドアンカーによる斜面工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- ク 一共同企業体で土木の監理技術者を5名以上有すること。
- 3 入札参加手続等
- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
- ア 交付期間 平成17年7月19日(火)から平成17年8月12日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
- イ 交付場所 (ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
電話 073-441-3172(直通)  
(イ) 橋本市市脇4丁目5-8  
伊都振興局建設部総務課  
電話 0736-33-4920(直通)
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所  
閲覧期間 (2) のアに同じ。  
閲覧場所 (2) のイの(イ)に同じ。
- (4) 設計図書等に対する質問受付及び回答  
受付期間 平成17年7月27日(水)から平成17年7月29日(金)までの3日間  
受付方法 質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。  
受付場所 橋本市市脇4丁目5-8  
伊都振興局建設部総務課  
FAX番号 0736-33-4928  
e-mail e1303611@pref.wakayama.lg.jp  
回答期間 平成17年8月3日(水)から平成17年8月5日(金)までの3日間

回答の閲覧方法 和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080600>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

#### 4 入札等

##### (1) 入札書等の提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月8日(月)から平成17年8月12日  
(金)まで

提出先 〒648-8799

橋本郵便局留

伊都振興局建設部総務課

##### (2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は、認めないものとする。

##### (3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとする。

ア (2)のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法によ

り提出された入札書等

- イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等
- ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等
- オ 外封筒に共同企業体名が記載されていない入札書等

カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は共同企業体名のいずれかが複数記載されている入札書等

キ 2の(1)に掲げる要件を満たしていない共同企業体が提出した入札書等

##### (4) 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 中封筒がない入札書

イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書

ウ 中封筒に共同企業体名が記載されていない入札書

エ 同一人が入札した2通以上の入札書

オ 金額の記入がない入札書

カ 金額を訂正した入札書

キ 入札書表記の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

ク 入札書に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書

ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

コ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

サ 2の(2)に掲げる要件又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書

##### (5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施要領に基づく各様式を同封しない者

イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者

ウ 虚偽の技術資料を提出した者

エ 協定して入札を行ったすべての者

オ アからエに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

#### 5 開札等に関する事項

##### (1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月15日(月)午後2時から

開札場所 伊都振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月15日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月17日(水)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降のグラウンドアンカーによる斜面工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降にグラウンドアンカーによる斜面工事経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 外封筒及び中封筒貼り付け用紙記載例

平成17年7月19日(火曜日)

〒648-8799

橋本郵便局留

和歌山県伊都振興局建設部総務課 行

開札日 平成17年8月15日

工事年度・工事番号 平成17年度 災関地 第1号

工事名

広野地区災害関連緊急地すべり対策工事

工事場所

伊都郡かつらぎ町広野地内

共同企業体名 \_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 \_\_\_\_\_

担当者の所属及び氏名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

担当者連絡先(FAX番号) \_\_\_\_\_

平成17年7月19日(火曜日)

## 公 告

県が設置する紀三井寺公園等の指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木 村 良 樹

## 1 指定管理者の指定

次項に掲げる公の施設(以下「公園等」という。)の管理については、一括に指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

## 2 指定管理者に管理を行わせる公園等の概要

## (1) 紀三井寺公園

- ア 所在地 和歌山市紀三井寺・内原・毛見地内
- イ 公園規模 面積14.63ヘクタール
- ウ 施設 陸上競技場、野球場、球技場(補助競技場)、庭球場、登はん競技場、スポーツ資料館、園地、園路、駐車場等

## (2) 紀三井寺緑地

- ア 所在地 和歌山市紀三井寺・布引地内
- イ 公園規模 面積2.55ヘクタール
- ウ 施設 遊具、照明灯、トイレ等

## (3) 秋葉山公園県民水泳場

- ア 所在地 和歌山市秋葉町地内
- イ 施設規模 面積23,832m<sup>2</sup>
- ウ 施設 子供プール、幼児プール、一般プール、競泳プール、飛込プール、メインゲート棟、脱衣室棟、メインスタンド、園路、駐車場、駐輪場等

## (4) 和歌山県営相撲競技場

- ア 所在地 和歌山市有田屋町地内
- イ 施設規模 面積3,329m<sup>2</sup>
- ウ 施設 相撲競技場(屋外) - 土俵、スタンド  
室内練習場、管理棟等

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) 公園等の維持管理に関する業務
- (2) 公園等の有料施設(これに付属する設備及び器具を含む。以下「有料施設」という。)の利用の許可に関する業務
- (3) その他紀三井寺公園等指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)で定める事項

## 4 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

## 5 申請資格

- (1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に公園等を管理運営することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 複数の団体での共同(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4) 公園等における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

なお、グループによる申請の場合は、代表となる団体が説明会及び現地見学会に参加していれば申請できるものとする。

## 6 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するグループが行った申請についても無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

7 紀三井寺公園等指定管理者募集要項及び仕様書(以下「仕様書等」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

## (1) 募集要項及び仕様書等の配布

## ア 配布期間

平成17年7月19日(火)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

## イ 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4

## 階

和歌山県国土整備部都市住宅局住宅環境課

## (2) 説明会及び現地見学会に関する事項

## ア 日時及び場所

日時：平成17年8月10日(水)午前10時から

場所：和歌山市毛見200番地

紀三井寺公園陸上競技場会議室

## イ 説明会及び現地見学会の内容

仕様書等の説明及び現地の見学

## ウ 留意事項

(ア) 指定管理者募集に係る配布資料一式を持参する

こと。

(イ) 日時及び場所を変更する場合は、参加申込者に事前に連絡する。

(ウ) 参加できる人数は、1団体につき2名までとする。

## (3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続

説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申込書に記入の上、持参又はファクシミリにより申し込むこと。

## ア 提出期間

平成17年7月19日(火)から平成17年8月9日(水)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)

## イ 提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
和歌山県国土整備部都市住宅局住宅環境課

## 8 問い合わせ先

郵便番号 640-8585

住所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

階

担当課 和歌山県国土整備部都市住宅局住宅環境課

電話番号 073-441-3185(直通)

FAX番号 073-428-2038

e-mail e0808001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する河西緩衝緑地の指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

## 1 指定管理者の指定

次項に掲げる公の施設(以下「公園等」という。)の管理については、一括に指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

## 2 指定管理者が管理する公園の概要

## (1) 河西緩衝緑地湊緑地

ア 所在地 和歌山市湊外地内

イ 公園規模 面積2.95ヘクタール

ウ 施設 ソフトボール場、庭球場、駐車場、遊具、管理詰所等

## (2) 河西緩衝緑地松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江中外地内

イ 公園規模 面積6.2ヘクタール

ウ 施設 多目的運動広場、庭球場、駐車場、遊具、管理事務所等

## (3) 河西緩衝緑地西松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江西外地内

イ 施設規模 面積5.92ヘクタール

ウ 施設 体育館、野球場、陸上グラウンド、遊具、駐車場等

## (4) 河西緩衝緑地東松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江東外地内

イ 施設規模 面積5.62ヘクタール

ウ 施設 遊具、駐車場、管理棟等

## (5) 河西緩衝緑地河西公園

ア 所在地 和歌山市古屋外地内

イ 施設規模 面積31.49ヘクタール

ウ 施設 プール、庭球場、遊具、駐車場等

## 3 指定管理者が行う業務

## (1) 河西緩衝緑地の維持管理に関する業務

(2) 河西緩衝緑地の有料公園施設(これに付属する設備及び器具を含む。以下「有料公園施設」という。)の利用の許可に関する業務

(3) その他河西緩衝緑地指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)で定める事項

## 4 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

## 5 申請資格

(1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に河西緩衝緑地を管理運営することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 複数の団体での共同(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4) 河西緩衝緑地における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)

に参加していること。

なお、グループによる申請の場合は、代表となる団体が説明会及び現地見学会に参加していれば申請できるものとする。

#### 6 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するグループが行った申請についても無効とする。

##### (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

##### (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

##### (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしている団体

##### (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

#### 7 河西緩衝緑地指定管理者募集要項及び仕様書(以下「仕様書等」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

##### (1) 募集要項及び仕様書等の配布

###### ア 配布期間

平成17年7月19日(火)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

###### イ 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
和歌山県県土整備部都市住宅局住宅環境課

##### (2) 説明会及び現地見学会に関する事項

###### ア 日時及び場所

日時: 平成17年8月11日(木)午前10時から  
場所: 和歌山市松江西1丁目

河西緩衝緑地西松江緑地体育館会議室

###### イ 説明会及び現地見学会の内容

仕様書等の説明及び現地の見学

#### ウ 留意事項

(ア) 指定管理者募集に係る配布資料一式を持参すること。

(イ) 日時及び場所を変更する場合は、参加申込者に事前に連絡する。

(ウ) 参加できる人数は、1団体につき2名までとする。

#### (3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続

説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申込書に記入の上、持参又はファクシミリにより申し込むこと。

#### ア 提出期間

平成17年7月19日(火)から平成17年8月9日(火)  
までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)

#### イ 提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

和歌山県県土整備部都市住宅局住宅環境課

#### 8 問い合わせ先

郵便番号 640-8585

住所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

担当課 和歌山県県土整備部都市住宅局住宅環境課

電話番号 073-441-3185(直通)

FAX番号 073-428-2038

e-mail e0808001@pref.wakayama.lg.jp

#### 公 告

県が設置する和歌公園の指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

#### 1 指定管理者の指定

次項に掲げる公の施設(以下「公園等」という。)の管理については、一括に指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

#### 2 指定管理者が管理する公園の概要

##### (1) 和歌公園(片男波公園)

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 公園規模 面積6.3ヘクタール

ウ 施設 万葉館、健康館、野外ステージ、園地、園路、駐車場等(レストラン部分の管理は除く。)

##### (2) 和歌公園(津屋公園・城跡山(妙見山)地区)

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 公園規模 面積1.01ヘクタール

ウ 施設 遊具等

(3) 和歌公園(貧供山地区)

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 公園規模 面積0.66ヘクタール

ウ 施設 樹木等(現況山林)

(4) 和歌公園(大相寺(雲蓋山)地区)

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 公園規模 面積0.45ヘクタール

ウ 施設 樹木等(現況山林)

(5) 和歌公園(鏡山地区)

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 公園規模 面積0.43ヘクタール

ウ 施設 駐車場、樹木等

(6) 和歌公園(妹背山地区)

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 公園規模 面積0.38ヘクタール

ウ 施設 観海閣、三断橋等

(7) 和歌公園(権現山地区)

ア 所在地 和歌山市和歌浦西地内

イ 公園規模 面積29.90ヘクタール

ウ 施設 樹木等(現況山林)

(8) 和歌公園(8の字公園)

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 公園規模 面積0.52ヘクタール

ウ 施設 遊具、トイレ2か所、樹木等

3 指定管理者が行う業務

(1) 和歌公園の維持管理に関する業務

(2) 和歌公園の有料公園施設(これに付属する設備及び器具を含む。以下「有料公園施設」という。)の利用の許可に関する業務

(3) その他和歌公園指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)で定める事項

4 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31までの5年間

5 申請資格

(1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に和歌公園を管理運営することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 複数の団体での共同(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4) 和歌公園における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

なお、グループによる申請の場合は、代表となる団体が説明会及び現地見学会に参加していれば申請できるものとする。

6 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するグループが行った申請についても無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

7 和歌公園指定管理者募集要項及び仕様書(以下「仕様書等」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書等の配布

ア 配布期間

平成17年7月19日(火)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(ただし和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

和歌山県土整備部都市住宅局住宅環境課

(2) 説明会及び現地見学会に関する事項

ア 日時及び場所

日時: 平成17年8月12日(金)午前10時から  
場所: 和歌山市和歌浦南三丁目

片男波公園健康館多目的室	ウ 建物等 鉄骨造、一部2階建、延床面積317.66m <sup>2</sup>
イ 説明会及び現地見学会の内容	鉄骨造、2階建、延床面積328.00m <sup>2</sup>
仕様書等の説明及び現地の見学	(2) クルーザーマリーナ
ウ 留意事項	ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1530番地の一部
(ア) 指定管理者募集に係る配布資料一式を持参すること。	イ 区域 陸域面積 21,418m <sup>2</sup> 水域面積 43,598m <sup>2</sup>
(イ) 日時及び場所を変更する場合は、参加申込者に事前に連絡する。	ウ 建物等 鉄骨造、2階建、延床面積890.91m <sup>2</sup>
(ウ) 参加できる人数は、1団体につき2名までとする。	3 指定管理者が行う業務内容
(3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続	(1) 施設の運営に関する業務
説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申込書に記入の上、持参又はファクシミリにより申し込むこと。	(2) 施設の維持管理に関する業務
ア 提出期間	(3) その他募集要項に記載する業務
平成17年7月19日(火)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)	4 指定管理者の指定管理期間
イ 提出場所	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階 和歌山県国土整備部都市住宅局住宅環境課	5 申請資格
8 問い合わせ先	(1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑にディンギーマリーナ又はクルーザーマリーナを管理運営し、かつ和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)第1条に規定する設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。
郵便番号 640-8585	(2) 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
住所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階	(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
担当課 和歌山県国土整備部都市住宅局住宅環境課	(4) 指定管理者の募集に係る現地説明会(以下「説明会」という。)に参加していること。なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が説明会に参加していれば申請できるものとする。
電話番号 073-441-3185(直通)	6 欠格条項
FAX番号 073-428-2038	次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。
e-mail e0808001@pref.wakayama.lg.jp	なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。
公 告	(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
県が設置する公の施設「和歌山県和歌山マリーナ」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。	(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体
平成17年7月19日	ア 破産者で復権を得ない者
和歌山県知事 木村良樹	イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
1 指定管理者の指定	ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
公の施設の管理については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。	- 19 -
(1) ディンギーマリーナ	
(2) クルーザーマリーナ	
2 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要	
(1) ディンギーマリーナ	
ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1514番地	
イ 区域 陸域面積 19,105m <sup>2</sup> 水域面積 28,355m <sup>2</sup>	

- (3)会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体  
 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益になる活動を行う者

7 ディンギーマリーナ並びにクルーザーマリーナ指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成17年7月20日(水)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
 和歌山県国土整備部港湾空港振興局振興課 利用促進班

(2) 現地説明会

ア ディンギーマリーナ

(ア) 日時 平成17年8月10日(水) 午後2時から4時まで

(イ) 場所 和歌山市毛見1514番地  
 ディンギーマリーナ 艇庫2階 会議室

(ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学

(エ) 留意事項

募集要項及び関係資料を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌日の8月11日(木)に開催する。

イ クルーザーマリーナ

(ア) 日時 平成17年8月10日(水) 午前10時から12時まで

(イ) 場所 和歌山市毛見1530番地  
 クルーザーマリーナ クラブハウス2階  
 会議室

(ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学

(エ) 留意事項

募集要項及び関係資料を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌日の8月11日(木)に開催する。

(3) 現地説明会への参加手続

現地説明会への参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 平成17年7月20日(水)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)

(イ) 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
 和歌山県国土整備部港湾空港振興局  
 振興課 利用促進班

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成17年7月20日(水)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)

(イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
 和歌山県国土整備部港湾空港振興局  
 振興課 利用促進班

(ウ) 提出方法 提出場所に持参すること。

8 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
 和歌山県国土整備部港湾空港振興局振興課  
 電話番号 073-441-3155  
 FAX番号 073-433-4839

公 告

県が設置する公の施設「和歌浦漁港」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村 良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

和歌浦漁港

(2) 所在地

和歌山県和歌山市和歌浦出島

(3) 施設の概要

県管理漁港施設のうち次に掲げる部分

①物揚場(57m) ②桟橋(80m) ③船揚場(72m) ④岸壁(611m) ⑤泊地(156,140m<sup>2</sup>) ⑥道路(1,837m)  
 ⑦漁港施設用地(21,453m<sup>2</sup>) ⑧漁港環境整備施設「植栽、休憩所、便所、照明施設」(2,640m<sup>2</sup>) ⑨駐車場(定期駐車99台、一般駐車280台)

2 指定管理者が行う業務内容

(1) 和歌浦漁港の運営管理に関する業務

平成17年7月19日(火曜日)

(2) その他募集要項に記載する業務

## 3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 4 申請資格

(1) 申請資格を有する者とは、指定期間中、安全円滑に和歌浦漁港の管理をすることのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4) 和歌浦漁港における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が説明会及び現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

## 5 欠格条項

以下の条件に該当する団体が行った申請については無効とする。

なお、構成員のいずれかが以下の条件に該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

## 6 和歌浦漁港指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)

並びに説明会及び現地見学会に関する事項

## (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成17年7月20日(水)から平成17年8月9日(火)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(ただし、

和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課

## (2) 説明会及び現地見学会に関する事項

## ア 説明会

(ア) 日時 平成17年8月10日(水)午後1時30分から  
予備日 平成17年8月11日(木)

(イ) 場所 和歌山市和歌浦南1丁目1496番地の5  
和歌浦シーサイド株式会社2階会議室

## イ 現地説明会

(ア) 日時 平成17年8月10日(水)午後3時から  
予備日 平成17年8月11日(木)

(イ) 場所 和歌山市和歌浦出島(和歌浦漁港)

## ウ 説明会及び現地見学会の内容

(ア) 募集要項の説明

(イ) 和歌浦漁港区域内の見学

## エ 留意事項

(ア) 和歌浦漁港における指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

## (3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続

説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出のこと。

## ア 参加申出書の配付

(ア) 配付期間 平成17年7月25日(月)から平成17年8月8日(月)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)

(イ) 配付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階  
和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課

## イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成17年8月2日(火)から平成17年8月8日(月)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(休日を除く。)

(イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

和歌山県国土整備部港湾空港振興局

漁港課

(ウ) 提出方法 提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県  
府本館4階

和歌山県国土整備部港湾空港振興局漁港課

電話番号 073-441-3020(直通)

FAX番号 073-423-1476